

令和5年度 那須烏山市 市税等納期限一覧

月	納期限	市県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	市県民税 (特別徴収)
4月	5月1日 (月)		第1期		随時分	随時分	随時分	
5月	5月31日 (水)			第1期	随時分	随時分	随時分	
6月	6月30日 (金)	第1期			随時分	随時分	随時分	6月分 7月10日 (月)
7月	7月31日 (月)		第2期		第1期	第1期	第1期	7月分 8月10日 (木)
8月	8月31日 (木)	第2期			第2期	第2期	第2期	8月分 9月11日 (月)
9月	10月2日 (月)				第3期	第3期	第3期	9月分 10月10日 (火)
10月	10月31日 (火)		第3期		第4期	第4期	第4期	10月分 11月10日 (金)
11月	11月30日 (木)	第3期			第5期	第5期	第5期	11月分 12月11日 (月)
12月	12月28日 (木)		第4期		第6期	第6期	第6期	12月分 1月10日 (水)
1月	1月31日 (水)	第4期			第7期	第7期	第7期	1月分 2月13日 (火)
2月	2月29日 (木)		随時分		第8期	第8期	第8期	2月分 3月11日 (月)
3月	4月1日 (月)	随時分	随時分		随時分	随時分	随時分	3月分 4月10日 (水)
4月								4月分 5月10日 (金)
5月								5月分 6月10日 (月)

- 各税の当初納付書等については、第1期納期限の月の上旬に発送を予定しています。
- 随時分については、過年度分や期別後に税額が更正された場合のものととなります。また、期別時に過年度分の更正があった場合にも納付書が発送され、納期限は発送された月の納期限と同様となります。過年度分の納付書については「令和5（※更正される年度）年度」となっています。
- 口座振替納税利用者は、口座振替通知書が送付され、納期限日に引き落とされますので納期限前までに残高を確認ください。
- 口座振替日に都合で振替にならなかった場合には再振替は行いません。月の上旬に通知でお知らせしますので同封の納付書で納付ください。
- 口座振替の一括振替は、第1期の納期限のみです。一括振替が不能となった場合は、第2期から期別振替となり第1期分は送付された納付書で納付ください。
- 税金の納付方法については、送付された納税通知書の裏面又は市HPの各種公金納付方法一覧をご覧ください。

納期限を守りましょう。納期限を過ぎると手数料・延滞金に加算される場合があります。